

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳の障害等級認定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づいて、平成28年7月19日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付処分のうち、請求人の身体障害（ただし、右肘関節機能に係る障害を以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を総合等級「4級」と認定とした部分のうち、上肢機能障害【右肘関節機能の著しい障害】を「5級」とした部分（以下「本件処分」という。）を不服として、これをより上位の等級に変更することにより、手帳の総合等級をより上位に変更することを求めるというものと解される。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件障害はより上位の等級に相当するものであるとして、本件処分の違法性又は不当性を

主張しているものと解される。

書く、つかむ、握るなど手を使う作業ができず、日々の生活に支障があるにもかかわらず、上肢機能障害が5級となる理由に納得できない。今までの下肢機能障害に上肢機能障害が追加され、右半身の障害になったが、手帳の障害等級が4級のままである理由に納得できないので、等級の見直しを求める。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年2月28日	諮問
平成29年4月14日	審議（第8回第3部会）
平成29年5月24日	審議（第9回第3部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

法施行令10条1項は、知事は、手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者から手帳の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、手帳を交付しなければならないと定めており、法施行規則7条は、手帳の再交付の申請は、法15条1項に定める医師の診断書及び同条3項に定める意見書等を添えて行う旨を定めている（法施行規則2条）。

法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

- (2) 東京都においては、上記(1)に基づき、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。ただし、本件処分を行うにつき適用されたのは、平成26年3月20日付25心福障第485号による改正後のもの（改正附則1項により平成26年4月1日から施行）であり、これを以下「認定基準」といい、同改正前のものを「旧認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認

定を行っている。

- (3) 処分庁が上記(2)の認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項及び法施行令10条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容に基づいて判断すべきものと解される。

2 そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

- (1) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、一上肢の機能障害（又は、肘関節の機能障害）及び一下肢の機能障害（又は、股関節の機能障害）に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由	
	上 肢 機 能 障 害	下 肢 機 能 障 害
2 級	一上肢の機能を全廃したもの	
3 級	一上肢の機能の著しい障害	一下肢の機能を全廃したもの
4 級	一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの	一下肢の機能の著しい障害 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの
5 級	一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害	一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害
7 級	一上肢の機能の軽度の障害 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害	一下肢の機能の軽度の障害 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害

また、二つ以上の障害が重複する場合の障害程度等級について、認定基準7条は、重複する障害の合計指数に応じて、以下左表により認定することとし、また、合計指数は以下右表によ

り各々の障害の該当する等級の指数を合計したものととしてしている。

合計指数	認定等級	障害等級	指数
18以上	1級	1級	18
11～17	2級	2級	11
7～10	3級	3級	7
4～6	4級	4級	4
2～3	5級	5級	2
1	6級	6級	1
		7級	0.5

そして、等級表解説は、肢体不自由の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2のとおり規定している。

(2) 請求人の障害等級について

本件診断書によれば、請求人の障害名は、「右橈骨頭骨折」を原因とする「右上肢運動機能障害」及び「右大腿骨頸部骨折」を原因とする「右股関節運動機能障害」であるとされ（別紙1・I・①及び②）、総合所見においては「右上肢の肘関節機能の著しい障害」及び「右股関節機能の著しい障害」があるとされ（別紙1・I・⑤）、また、関節可動域（ROM）及び筋力テスト（MMT）において右肘関節及び右股関節に筋力半減及び関節可動域制限があるなどとされている。

したがって、請求人の身体障害については、右上肢及び右下肢の機能障害として各々認定するのが相当である。

以上を前提に、以下、請求人の右上肢（本件障害）及び右下肢の機能障害の程度について検討する。

ア 右上肢（肘関節、本件障害）の機能障害の程度

本件診断書の記載によると、動作・活動の評価欄では、右手動作の「〔はしで〕食事をする」、「コップで水を飲む」

及び「ブラシで歯を磨く」が「×（全介助又は不能）」とされ、両手動作の「顔を洗いタオルでふく」、「タオルを絞る」、「背中を洗う」及び「排泄の後始末をする」が「△（半介助）」とされている（別紙1・Ⅱ・二）。

また、筋力テスト（MMT）では、右肘関節の屈曲及び伸展方向、前腕の回外及び回内がいずれも「△（筋力半減：筋力3該当）」とされている（別紙1・Ⅲ）。

そうすると、請求人の右上肢に係る主な障害部位は、右肘関節の障害と判断され、その障害の程度は、右肘関節機能の全廃4級（筋力テストで2以下）に至っているとまでは認められないことから、本件障害については、右肘関節機能の著しい障害5級相当と認定するのが相当である。

#### イ 右下肢の機能障害の程度

請求人については、平成26年3月18日付けで、身体障害程度等級4級（障害名：大腿骨骨頭壊死による下肢機能障害【右股関節機能全廃】（人工関節））とする身体障害者手帳が交付されていた。

これは、別紙2のとおり、同障害が認定された当時の旧認定基準における等級表解説では、「全廃」（4級）の具体例として、「股関節に人工骨頭又は人工関節を用いたもの」と規定され、人工関節置換手術をした場合、一律に4級との認定がされていたことによる。

そして、人工関節等の置換により、既に認定を受けていた者が平成26年4月1日以後に他の部位の人工関節等の置換による申請を行った場合、既に認定している人工関節等については、再認定の必要はないとされており（平成26年2月18日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡「心臓機能障害（ペースメーカー等植え込み者）及び肢体

不自由（人工関節等置換者）の障害認定基準の見直しに関するQ & Aについて」問17（答））、処分庁は、同事務連絡に基づいて、請求人の右股関節の機能障害4級について、再認定の必要はないと判断したものと認められる。

#### ウ 総合等級

請求人の身体障害の障害程度については、認定基準7条により各々の障害の該当する等級の指数が合計され、上記ア及びイにより、右上肢機能障害5級（指数2）＋右下肢機能障害4級（指数4）＝総合等級4級（合計指数6）となることから、障害等級4級と認定するのが相当である。

- (3) 以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は、「上肢機能障害【右肘関節機能の著しい障害】（5級）」であって、既認定の「下肢機能障害【右股関節機能全廃】（人工関節）（4級）」と併せて、請求人の身体障害については、「障害等級4級」と認定するのが相当であって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

- 3 請求人は、上記（第3）のとおり主張していることから、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

しかし、前述のとおり、障害等級の認定に係る判断は、提出された診断書の記載内容に基づいてなされるべきものであり、本件診断書によれば、本件障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、障害等級5級と認定することが相当であることから、手帳の総合等級の変更を認めることができないことは、上記2記載のとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がないものというほかない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1 (略)

別紙2 (略)